

警防活動時及び訓練時における安全管理に係る検討会（第三回）

議事概要

- 1 日時
平成22年10月29日（金）10:00～12:00
- 2 場所
全国都市会館 第4会議室
- 3 出席者（50音順、敬称略）
田村 圭子（座長）、上田 伸次郎、秋山 昭二、下條 哲義、清水 良弘、
月成 幸治、内藤 恵、中村 照世志、野原 辰雄、横島 和美
- 4 議事次第
 - （1）開 会
 - （2）新委員紹介（人事異動に伴う委員の変更）
（旧）消防大学校 久保田教授（座長代理）
（新）消防大学校 上田伸次郎（座長代理）
 - （3）議事
 - ① 安全管理体制等のアンケート集計結果について（資料1）
 - ② 安全管理マニュアルの構成等の検討について（資料2）
 - （5）今後のスケジュール等について
 - （6）閉会
- 5 議事の経過
 - （1）安全管理独自取り組み（資料1）について
＜安全管理教育に関すること＞
 - ・ 安全管理教育に関する取り組みなど、具体的な例をサンプリング調査できないか。項目だけではなく、具体的な教育内容も調査してほしい。
 - ・ 今回の事例紹介だけでは、報告書に記載するには、少し情報が不足しているように思う。項目ごと、または消防本部規模ごとにそれぞれ事例を調査してほしい。
 - ・ 車両の誘導員の指導教育を行っているところもあるので、今後の調査で調べてほしい。

<消防団の災害現場活動について>

- ・ それぞれの消防団で安全管理の方策（火災時に屋内進入をする・しない等）が異なっているのか。
- ・ 消防団員が非常勤の職員であるとはいえ、災害現場活動でその業務に従事している限り、使用者の安全配慮義務などについては、消防本部の隊員との取扱いに差異はないのではないのか。消防団員の安全管理教育等はどうに行われているのか。
- ・ 消防団は、消防本部の「所轄下」のもとで現場活動を行うのか、それとも「指揮下」なのか。またその際の安全管理の責任は誰になるのか。

(2) 安全管理規程の整備状況等

<安全管理規程を制定していない本部について>

- ・ 民間の事業所は、国（厚生労働省）が、安全管理体制について労働安全衛生法により義務を負わせる形を取っている。消防庁も安全管理体制について、各消防本部に法的な義務付けとまでは言わないが、努力義務の範疇でどこまで強制させることができるか。
- ・ 使用者側は、どのような形であれ、少しでも安全管理について規定する必要があるのではないのか。さもないと当然使用者の責任が問われる形になるのではないのか。
- ・ 最終的な本検討会の報告書を見据えて、昭和 58 年の安全管理規程（案）の分かりやすく逐条等でしめすことにより、再度消防本部に理解してもらう必要があるのではないのか。危機管理の専門家としては、いきなりマニュアルでなんとかするのはなく、体制づくりは重要であると思われる。
- ・ 公務員の安全配慮義務に関する判例等をお見せすることで、責任者の方にいろいろと認識してもらえないのではないのか。

(3) 警防活動時の安全管理マニュアルに関すること

<マニュアルの構成等について>

- ・ マニュアルの構成や追加・削除などの考え方について、事務局案で異議はない。
- ・ マニュアルの事件事例等を増やす仕組みや更新頻度、さらには細かなマニュアル細部の各項目の説明等についての記載があってもよいのではないのか。また「本書の見方」などといった導入部分での記載が必要ではないのか。

<殉職者の記載について>

- 重大な死亡事故など、今後の安全管理に資するような貴重な情報であることが少なくないので、殉職事案は記載した方がよいのではないか。
- 「殉職」という表現ではなく、「死亡」や「亡くなった」などソフトな表現の方がよいのではないか。
- 消防大学校の講義では、殉職事案などを重大な事故の実例を資料としてしめさずに口頭で事実を伝えている。過去の実例をしめして講義をした方が、受講生は、より興味をもって聞いているようだ。

<マニュアルWEB化について>

- マニュアルのWEBサイトを見る人が興味を持つような構成にするため、災害の写真や映像などのビジュアル的な効果が必要ではないか。

以上